

日本 MBT 協会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、日本 MBT 協会（英語表記：Japan MBT Society）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を相模女子大学荻本快研究室に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、Anna Freud (以下「AF」)が公認する Mentalization Based Treatment (以下「MBT」：メンタライゼーションに基づく治療)、すなわち境界性パーソナリティ障害の成人のための MBT (MBT-Adult・MBT-PD) の日本語圏における資格保持者、または MBT の資格取得に向けて訓練中の臨床家の権利を護り、AF が公認する MBT の日本語圏における普及に貢献し、日本語圏における MBT の実践・研究を国際的に発信していくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催。
- (2) 学術雑誌の刊行。
- (3) 臨床家を対象とした、MBT のワークショップの開催。
- (4) 日本国内及び海外の関連諸団体との交流。
- (5) その他、本会の目的にとって必要な事業。

第 3 章 会員

(会員)

第 5 条 本会に以下の会員を置く。

- (1) 正会員 AF 公認の MBT-Adult・MBT-PD の資格(Practitioner, Supervisor, Associate Trainer) を保持し、AF が設定するガイドラインを遵守している者。
- (2) 準会員 AF が設定するガイドラインを遵守し、MBT (MBT-Adult・MBT-PD) の Basic Training を受け、MBT Supervisor のスーパーヴィジョンに継続して参加している者、及びそれに準ずる者。

(入会)

第 6 条 本会の目的に賛同し、正会員、準会員として入会しようとする者は、別に定める規程に基づき申し込みをし、会員資格審査委員会の承認を受けなければならない。

(休会)

第7条 個人的事情でスーパーヴィジョンへの継続参加ができなくなった準会員は、2か月以内に休会届を会長に提出することにより、3年を上限に休会することができる。休会期間は、本会が主催する諸事業・諸活動に引き続き参加できるが、各委員会の委員にはなれない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会を希望するときは、いつでも、別に定める規程に基づき退会届を会長に提出して退会することができる。ただし、その会員の除名が総会の議題にあがっている間は退会できない。

(除名)

第9条 会員が、以下の行為をし、会員資格審査委員会の勧告及び指導にも拘わらず改善が見られない場合は、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- 1 本会の会則及び第11条に違反したとき
- 2 本会の名誉を傷つけ目的に反する行為をしたとき
- 3 会費を滞納したとき

(権利)

第10条 会員は本会が主催する諸事業・諸活動に参加することができる。

2. 会員は、学術大会の企画について提案することができる。
3. 正会員は本会が発行する学術雑誌に、審査なしに投稿することができる。また、準会員は編集委員会による査読を経て投稿することができる。
4. 会員は、MBTを受けることを希望する者の紹介を受けることができる。

(義務)

第11条 会員は、AFが設定するMBT (MBT-Adult・MBT-PD), MBT-G (MBT-Group), MBT-I (MBT-Introduction)、MBT Skills を実践し、AFが公認する訓練を日本語圏において提供するために尽力する。

2. 会員は、MBTのガイドラインを遵守し、訓練のために必要な資格を得てからMBTに関する訓練を提供する。
3. 会員は、AFが公認するMBTの訓練機会が普及するよう尽力し、メンタライゼーションやメンタライジングといった用語を冠するがAFが公認していないような手法の訓練は提供しない。
4. 会員は、実践及び訓練の受益者の基本的人権を尊重し、受益者としての権利を護り、MBT実践者としての知識と技術を受益者の福祉のために用いるよう努めなければならない。
5. 会員は総会の定める会費を納めなければならない。

第4章 組織及び運営

(総会)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 総会は、次の事項について決議する。
 - (1)会費の額
 - (2)会員の除名
 - (3)運営委員の選任及び解任
 - (4)監事の選任及び解任
 - (5)役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準
 - (6)計算書類及び財産目録の承認
 - (7)会則の変更
 - (8)解散及び残余財産の処分
3. 総会は、定時総会を年に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。
4. 総会は、運営委員会決議に基づき会長が招集する。
5. 総数の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
6. 総会の議長には、副会長があたる。
7. 総会の決議は、過半数の会員出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
8. 前項の規定にかかわらず、次の決議は会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)会長の解任
 - (3)会則の変更
 - (4)解散
9. 総会の議事については、議事録を作成する。議事録は本会に保存する。
(運営委員及び監事)

第13条 本会は以下の運営委員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 事務局長1名
 - (4) その他の運営委員若干名
2. 運営委員の役割は以下のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不急の事態の時に会長を代行する。
 - (3) 事務局長は運営に関する事務・連絡を行い、本会の会計を代表する。
 - (4) 運営委員は、運営委員会を構成する。
 - (5) 運営委員は、学術大会の大会長、学術雑誌の編集長、もしくは各委員会の長に任にあたる。
 - (6) 監事は、運営委員の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。また、監事は、い

つでも運営委員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 運営委員及び監事の任期は2年とする。

(運営委員の選出)

第14条 本会は、会長を選出するため、2年に一度、会長選挙を行う。

2. 会長は正会員から選出される。2期続けて会長になることはできない。但し、前会長の任期途中に選出された新会長に限っては、次期会長選出を妨げない。

3. 会長に選出された者は、MBT、メンタライジング、メンタライゼーションを冠する他の法人および権利能力なき社団の役員・理事およびそれに準ずる組織の役職を兼ねることはできない。

4. 会員の2/3以上が、現会長が会長職に相応しくないとした場合には、会長は総会決議によりその職を失い、会員から新たに選出された新会長が前会長の任期を務める。

5. 副会長、学術大会の大会長、学術雑誌の編集長は正会員の中から会長が指名し、総会の承認を得る。

6. その他の運営委員は、事前に申し出た正会員及び推薦された正会員の中から会長が指名し、総会の承認を得る。

7. 運営委員会に占めるMBT、メンタライジング、メンタライゼーションを冠する他の法人および権利能力なき社団の役員・理事およびそれに準ずる役職を兼ねる者の割合は、全体の20%を超えてはならない。

(運営委員会)

第15条 本会に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、すべての運営委員をもって構成する。

3. 運営委員会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 運営委員の職務の執行の監督

(3) 本会の運営及び会則の施行に必要な規定又は細則の決定

4. 運営委員会は、会長が招集するものとする。

5. 運営委員会の議長には、副会長があたる。

6. 運営委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

7. 運営委員会の議事については、議事録を作成する。議事録は出席した運営委員が確認し、本会に保存する。

(委員会)

第16条 本会は、会員資格審査委員会、倫理委員会、Adherence委員会、国際委員会、渉外委員会、MBT入門委員会を置く。

2. 各委員会は、次の職務を行う。

- (1) 会員資格審査委員会は、会員資格に関する業務を行う。
 - (2) 倫理委員会は、MBT の実践と訓練の受益者の権利を護るための業務を行う。また、倫理にもとる行為のあった会員の調査を行う。
 - (3) Adherence 委員会は、MBT Adherence Scale の理解を蓄積するための業務を行う。
 - (4) 国際委員会は、AF および各国の組織との連携を深め、日本語圏における MBT の実践・研究を国際的に発信していくための業務を行う。
 - (5) 渉外委員会は、日本語圏における MBT の普及と発展のための渉外活動を行うとともに、MBT の実践と訓練を必要とする臨床家に本会の情報を提供するための活動を行う。
 - (6) MBT 入門委員会は、日本語圏での MBT への関心が高まり、AF が公認する MBT の訓練に参加する臨床家を増やすための活動、特に、臨床家のために MBT のワークショップを提供するための活動を行う。
- 3 会長は、本会の目的を達成するために、運営委員会の承認により、必要な委員会を置くことができる。
 - 4 各委員会の長は、運営委員会の決議により、会長が運営委員の中から選任及び解任をする。
 - 5 会員資格審査委員会と倫理委員会の委員は、別に定める規定により選任する。
 - 6 会員資格審査委員会と倫理委員会を除く各委員会の委員は会員の中から委員長が推薦し、運営委員会の承認を経て会長が委嘱する。

第5章 資産及び会計

(資産および会計)

第17条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 4 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が以下の書類を作成し、運営委員会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を経なければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書、
 - (3) 貸借対照表、
 - (4) 正味財産増減計算書、
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録次の書類

付則： 第1条（設立時会長） 最初の選挙で会長が選出されるまでは、荻本快が、暫定的に会長の任にあたる。

第2条（設立時運営委員） 正会員の数が20人に満たない間は、準会員であっても会長以外の運営委員（運営委員代行）になり、また各委員会の長（委員長代行）を務めることができる。

第3条（設立時運営委員の氏名） 東啓悟、今井たよか、荻本快、仲谷隆、松森基子

2023年4月28日 承認

2023年4月28日 施行

2024年1月27日 改定

2024年6月14日 改定